

◆◆◆ 国保

新しい保険証を送付します

現在お使いの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は令和4年（2022年）3月31日（木）までです。

4月1日（金）からお使いいただく新しい保険証は、3月中旬頃から順次、簡易書留郵便でお届けします。3月末までは現在お持ちの保険証をお使いください。有効期限が切れた古い保険証は役場に返却するか、ご自分で処分してください。

※国民健康保険税に滞納のある方で、滞納の状況によっては有効期限の短い保険証などを交付します。滞納のままにせず、速やかに納めていただくか、納付相談をしていただくようお願いいたします。

問 住民課（吉備庁舎）

医療保険の切り替え手続き お忘れではありませんか

「職場の健康保険をやめたとき・家族の健康保険の扶養から外れたとき」

職場の健康保険をやめて新しい職場の健康保険などに加入されるまでの期間は、国民健康保険への加入の手続きが必要です。

● 申請に必要なもの

- 健康保険資格喪失証明書
- ※本書は会社または健康保険組合でもらってください。またできれば会社の電話番号を控えてきてください。
- 来庁者の本人確認書類（運転免許証など）

「職場の健康保険に加入したとき・家族の健康保険の扶養に入ったとき」

現在、国民健康保険に加入している方で、他の保険（職場の健康保険など）に加入した場合は、必ず届けてください。

● 申請に必要なもの

- 新しい保険証（職場の健康保険証など）
- 国民健康保険被保険者証（返却のため）
- 来庁者の本人確認書類（運転免許証など）

※来庁者が同一世帯員でない場合は、委任状が必要です。

※各種届け出の際、マイナンバーの記入が必要になる場合があります。来庁の際はマイナンバーカードをお持ちください。

● その他

他の健康保険に加入された後、医療機関で誤って国民健康保険被保険者証を提示して診療を受けた場合、国民健康

保険から支払われた金額を返還いただくこととなります。他の健康保険に加入され、新しい保険証が手元に届くまでの間はご注意ください。

問 住民課（吉備庁舎）

ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック医薬品を積極的に利用することで、薬代にかかる医療費を節約することができます。一人一人の節約が、制度全体では大きな効果を生みます。

● ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品に比べて価格が安く設定されており、薬代の負担が軽くなります。

また、なかには飲みやすくなるように薬の大きさ・味・においの改良や保存性の向上など、より工夫されたものもあります。

● 信頼できる薬です

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同様の安全基準を満たし、厚生労働省の承認基準をクリアしている信頼できる薬です。

● まずはお医者さんに相談を

すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また医療用医薬品なので、病院や診療所の

医師による処方箋が必要です。症状によっては、先発医薬品を使用の方がいいと医師が判断する場合があります。

● ジェネリック医薬品差額通知

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が100円以上軽減される可能性がある方を対象に、参考として「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付しています。発送時期は年2回、6月下旬（4月診療分）と12月下旬（10月診療分）です。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。

● ジェネリック医薬品の希望シールをお配りしています

皆さまの窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えることができるシールをお配りしています。ジェネリック医薬品を希望される方は、このシールを保険証などに貼ってご利用ください。



問 住民課（吉備庁舎）